河口湖南中学校組合
いじめ防止基本方針

平成２８年１２月策定

河口湖南中学校組合

目　　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・1
　1　組合基本方針策定の目的
　2　いじめの定義
　3　いじめの防止等のための基本理念

Ⅱ　いじめ防止に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　1　組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　(1) いじめ問題対策協議会
　　(2) いじめ問題解決委員会
　　(3) いじめ調査委員会
　　(4) いじめ問題再調査委員会
　2　いじめの防止等のために組合が実施する施策・・・・・・・・・3
　　(1) いじめ防止
　　(2) いじめの早期発見
　　(3) いじめへの対処
　　(4) 家庭、地域及び関係機関との連携
　　(5) いじめ防止等に関わる組織の設置
　3　いじめ防止等のために学校が実施する施策・・・・・・・・・・5
　　(1) 学校いじめ防止基本方針の策定
　　(2) いじめ対策委員会の設置
　　(3) いじめの防止（法第15条関係）
　　(4) いじめの早期発見（法第16条関係）
　　(5) いじめへの対処（法第22条～27条）
　　(6) 家庭、地域及び関係機関・団体等との連携

Ⅲ　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　1　教育委員会による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　　(1) 重大事態の意味
　　(2) 重大事態の報告
　2　調査の趣旨及び調査の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　　(1) 調査の趣旨
　　(2) 調査の組織
　3　調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　　(1) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
　　(2) 調査結果の報告
　4　組合長による再調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　　(1) 再調査
　　(2) 再調査の組織
　　(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

Ⅳ　推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

　○いじめ事案対応フローチャート　・・・・・・・・・・・・・・・・１０

はじめに

いじめは卑怯な行為であり、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」と言う。）第４条の規定において、「児童生徒等（組合教育委員会が管轄する学校は中学校１校のみであるため、いじめの定義用語である児童生徒等を「生徒」と置き換えるものとし、以下同じとする。）は、いじめを行ってはならない」と明記されている。生徒は、社会の宝であり、希望である。次代を担う生徒が、心身ともに健やかで、心豊かに成長していくことはすべての人々の願いである。

富士河口湖町と鳴沢村で（以下、「町村」と言う。）は、これまでも、生徒の尊厳を保持するため、学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携し、町村を挙げていじめの問題の克服に向けて取り組んできたところである。この法は、いじめ防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項が定められた。このたび、法の施行を受け、法第１２条に基づき、各市町村ではそれぞれ、いじめ防止対策推進基本方針等を制定し、いじめの防止等のための対策に関し、町・村の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。

ところで、河口湖南中学校組合（以下、「組合」と言う。）では、多くの条例等にかかわり、富士河口湖町の条例等を準用している。このことを受け、法第１２条の規定を踏まえ「富士河口湖町いじめ防止基本方針」を準用し、組合としての取り組みの一層の充実を図るものである。

なお、組合いじめ防止基本方針は、国や県が定めるいじめ防止等のための基本的な方針と富士河口湖町・鳴沢村のいじめ防止等を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

１　基本方針策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であるという認識を持ちいじめは絶対に許されないという姿勢で、これまで教育委員会や学校、保護者や地域社会が実施してきた取組を「法」に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために組合としての基本方針を策定する。

２　いじめの定義

この「法」において「いじめ」とは、

①生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍し、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

②「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人的関係を指す。

③「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

を言う。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる、絶対に許されない卑怯な行為である。

具体的ないじめの態様

＊冷やかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- 身体や動作について不愉快なことを言われる。
- 存在を否定される。
- 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

＊仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- 遊びやチームに入れない。
- 席を離される。

＊軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 身体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする。
- 殴られる、蹴られるが繰り返される。
- 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

＊金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- 脅かされ金をとられる。
- 靴に画びょうやガムを入れられる。
- 写真やかばん、靴を傷つけられる。

＊嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 万引きやかつあげを強要される。
- 大勢の前で服を脱がされる。
- 教師や大人に対して暴言を吐かせられる。

＊パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。
- パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- いたずらや脅迫のメールが送られる。
- SNS（ｿｰｼｬﾙﾈｯﾄﾜｰｷﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ）のグループから故意に外される。

3　いじめの防止等のための基本理念

当組合では、生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい生徒の育成を目指す。いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、いじめ防止対策推進法の基本理念の下、次の基本理念を定め、いじめ防止等の対策に、強い決意を持って取り組む。

○「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という一貫した姿勢を貫く。

○すべての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

○全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが決して許されない行為であること等について、生徒が理解できるよう、生徒の豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践する。

○町・村・学校・家庭・地域・関係機関等の連携の下に、いじめ問題を組織的に克服することを目指す。

Ⅱ　いじめ防止に向けた取り組み

1　組織の設置

いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、以下の組織を設置する。

(1)いじめ問題対策協議会（対策協議会）

教育委員会、学校、関係機関・団体等との連携体制を構築するため、いじめ防止等の対策について意見交換を行うとともに、効果的な連携のあり方について協議する。

構成員：河口湖南中学校組合いじめ問題対策協議会等設置要綱（以下、「いじめ問題協議会等設置要綱」と言う。）により構成する。

内　容：①いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること
②各機関の取組についての協議、情報交換等に関すること
③啓発事業その他必要な事項に関すること

(2)いじめ問題解決委員会（解決委員会）（法第 24 条関係）

学校よりいじめの報告を受けた時は、解決委員会を開催し、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

構成員：河口湖南中学校組合いじめ問題対策協議会等設置要綱

内　容：①いじめ防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
②学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
③学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、第 24 条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査にあたる。

(3)いじめ調査委員会(調査委員会)（法 28 条第 1 項関係）

重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

構成員：いじめ問題協議会等設置要綱により構成する。

(4) いじめ問題再調査委員会(再調査委員会)（法第 30 条第 2 項関係）

組合長が、教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処または同種の事態発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、教育委員会の調査結果について再調査を行う。

構成員：いじめ問題協議会等設置要綱により構成する。

2　いじめの防止等のために組合が実施する施策

(1) いじめの防止

①いじめ根絶には、継続的、系統的な指導が必要であることから、河口湖南中学校学区内の小学校と湖南中学校が連携したいじめ防止等の取組を推進する。
②望ましい人間関係を築くことが、いじめ防止に資することを踏まえ、生徒の豊かな情操と道徳心を培う、学校の「心の教育」にかかわる授業等を支援する。
③生徒の自主的ないじめ根絶活動を支援し推進する。
④インターネットを通じて行われるいじめ防止に向けた調査研究、対策や啓発を講じる。
⑤学校におけるいじめ防止等のための取組状況について定期的に点検し、学校への支援を行う。
⑥町村の将来を担う子供たちから、いじめを根絶するため、町村民総ぐるみ、学校や家庭、地域との連携の下に、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の徹底を図る。

(2) いじめの早期発見

①生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る通報及び相談を行うことができるよう、町教育センターとの連携及び学校にスクールカウンセラーや相談員を配置し、相談体制を整える。
②問題を抱える生徒の生活環境等の問題解決を図るため、町所属スクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。
③インターネットを通じて行われるいじめを早期に発見するため、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
④教職員の資質向上を図るため、生徒指導担当者をはじめとする教職員を対象とした研修会や会議を計画的に実施する。

⑤教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、学校における職員研修等を推進する。

⑥より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校や家庭、地域が組織的に連携する体制を構築する。

（3）いじめへの対処

①教育委員会は、学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合は、学校と連携して調査や対応にあたる。

②対応困難な事案等が発生した場合は、委員会内に設置した「いじめ問題解決委員会」を組織し、委員会を開催し、学校支援等の対応にあたる。

③いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害の恐れがあるときは直ちに警察に連絡し、適切な指導・援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、委員会も警察と適切に連携し対応にあたる。

④いじめを受けた生徒、その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該生徒の出席停止を命じる等の措置を講じる。

⑤いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を配置する。

⑥いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図る。

（4）家庭、地域及び関係機関との連携

①町 PTA 連合会等との連携を図り、いじめの防止等における家庭の役割や生徒の状況に合わせた保護者等の指導の大切さ、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ることについて周知する。

②地域が一体となって、生徒を見守ることの大切さ、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合における学校や関係機関等との適切な連携について地域への啓発を行う。

③いじめ防止等の対策が、関係機関等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、協力体制を築く。

（5）<u>相談支援体制の充実</u>

①いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図り、いじめ防止に向けた取り組みを推進する。

②対応困難ないじめ事案等が発生した場合は、教育委員会内に「いじめ解決委員会」を組織し、委員会を開催し、学校支援等の対応にあたる。

③組織の設置については、組合協議会等設置要綱による。

④部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

（6）情報モラル教育の充実

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対策

①インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。

②生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

③インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応

・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

３　いじめの防止等のために学校が実施する施策

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国・県の基本方針や組合基本方針を参酌し、学校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）」として策定し、公表するとともに保護者や地域の理解と協力を得られるよう努める。

（2）いじめ対策委員会の設置

学校は、法第 22 条の規定に基づき、いじめ問題に組織的に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置する。

構成員例：校長、教頭、主幹教諭、生徒・生徒指導主任、学年主任、養護教諭、
＊その他、学校の実情に応じ学校長が決定する。（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、都留児童相談所等）

（3）いじめの防止（法第 15 条関係）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭や地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子供の自己指導能力の育成などが大切である。いじめに向かわない態度･能力の育成に向けた指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

①校内指導体制の確立

特定教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

②教師の指導力の向上

いじめ問題の職員研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになる。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深くかかわる経験を重ね、他者への思いやりや他人スキルを身に着ける。

④道徳教育の充実

いじめの防止や生命尊重等を狙いとした道徳の指導や取り組みを行う。

⑤生徒の自浄力の育成

生徒に自浄力を身につけさせることは、未然防止のために最も重要である。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という機運を高めることが大切である。

⑥家庭、地域、関係機関との連携強化

家庭や PTA,地域の関係団体とともに、いじめの問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。いじめ防止のリーフレット等を、保護者や地域に配布し、一体となって取り組みを推進する。

⑦学校基本方針による取り組みの評価

学校は、学校基本方針による取り組み状況について、学校評価の項目として新たに加え、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

(4) いじめの早期発見（法第 16 条関係）

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、生徒のわずかな変化を見逃すことのないよう、生徒の理解を深め、日頃から生徒との信頼関係の構築に努める。また、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①教職員による観察や情報交換

生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫をする。

②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用など、きめ細かな把握に努める。

③教育相談体制の周知

生徒及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができるよう、相談窓口やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが行う相談活動について周知を図る。

(5) いじめへの対処（法第 22 条～ 27 条）

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

①組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、委員会が中心になり、事実確認や対応方針の決定を行う。なお、事実確認を行うにあたっては、被害・加害生徒、関係生徒、保護者等から話を聞くなどして、正確な事実の把握に努める。学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

②いじめの発見や相談を受けた時の対応

生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確な関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保を図る。

③いじめられた生徒への支援

いじめられた生徒と最も信頼関係のできている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る。」という意思を伝えるなど、いじめから守り通す対応をするとともに、いじめられた生徒・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応や心のケアなど支援を行う。また、いじめられた生徒にとって最も信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

④いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。
いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（教育委員会による出席停止も含む）を行う。また、その保護者へは、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。
さらに、いじめたとされる生徒には、いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行う。

⑤生徒及びその保護者への指導

いじめが解決されたと思われた場合でも、いじめられた生徒やいじめた生徒及びその保護者に対しては、継続的に指導・支援を行う。

（6）家庭、地域及び関係機関・団体等との連携

① PTA との連携を図り、学校だよりや保護者会を活用するなどして、いじめ防止等における家庭の役割や生徒の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知する。

②地域及び地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど地域ぐるみの協力体制に努める。

③いじめが、犯罪行為として取り扱われる場合や、生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮したうえ、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

Ⅲ　重大事態への対処

1　教育委員会による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月）文部科学省」により適切に対応する。

（1）重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態という。

①いじめにより、生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

例えば、

・ 生徒が自殺を企図した場合

・ 身体に重大な傷害を負った場合

・ 金品等に重大な被害を被った場合

・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間学校を欠席」とは

・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、この目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき。

・生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（2）重大事態の報告

学校は、（1）の事案が発生した場合には、いじめ対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえ、重大事態と認めるときは、速やかに組合長に報告する。

2　調査の趣旨及び調査の組織

（1）調査の趣旨

教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれから行われ、どのような態様であったか､いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教諭がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り明確にすることである。

（2）調査の組織

教育委員会は、報告された事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに「いじめ調査委員会」を開催する。組織の設置については、組合協議会等設置要綱により構成する。

【教育委員会による調査】

①教育委員会における調査

教育委員会は、職員を学校に派遣するなどして、必要な調査を行うとともに、その解決に向け対応する。

②いじめ問題解決委員会における調査内容の検討等

教育委員会による調査結果について、教育委員会内のいじめ問題解決委員会による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、必要に応じて学校長や関係機関に参加を要請し、その解決に向け対応策を検討する。

③いじめ調査委員会における調査

重大事態の案件については、教育委員会内の「いじめ問題解決委員会」と学校内の「いじめ対策委員会」の合同による「いじめ調査委員会」を開催し、その解決に向け対応策を検討する。検討を行う時に重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、的な事実を速やかに調査する。なお、実関係を明確にするための調査の実施については、いじめられた生徒からの聞き取りが可能・不可能な場合や自殺等の場合など県の基本方針に則り行う。

3　調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について随時、適切な方法で説明を行う。

情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（2）調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について組合長に報告する。

なお、いじめを受けた生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、組合長に提出する。

4　組合長による再調査

（1）再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた組合長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会における調査の結果について、再調査を行う。再調査を行った場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の組織
再調査は、「いじめ問題再調査委員会」が行う。組織の設置については、組合協議会等設置要綱により構成する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等
組合長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。必要な措置としては、教育委員会においては、重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部専門家の派遣等を行う。また、組合長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告しなければならない。

V 推進にあたって

国は３年の経過をめどに、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、当組合では、町等の状況をも考慮する中で、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、学校マネージメントシステムにおける評価結果等を検証するなど実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取り組みについての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況を踏まえて改善に取り組む。

平成３０年１０月３１日　一部改正

いじめ事案対応フローチャート

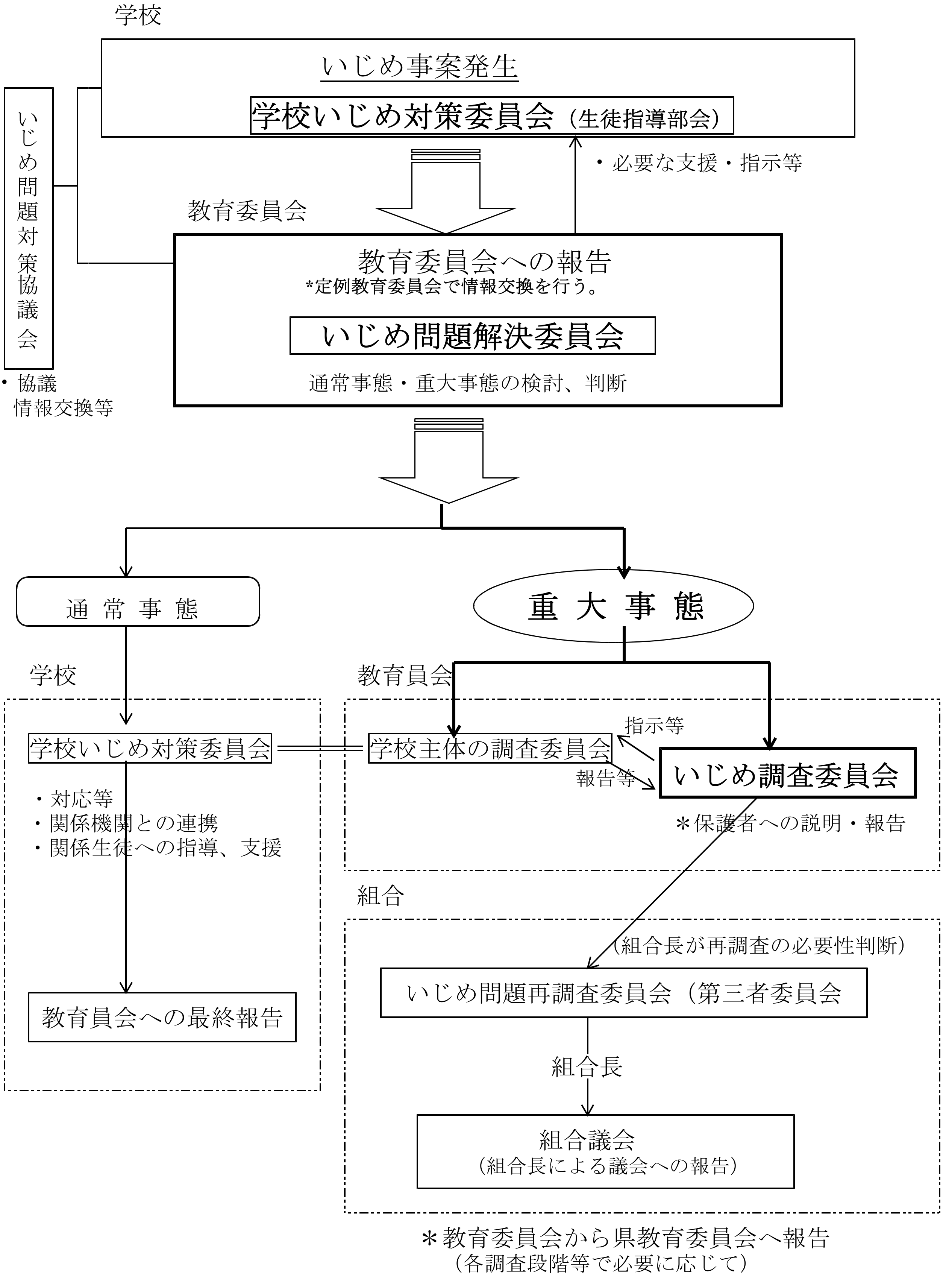

＊教育委員会から県教育委員会へ報告
（各調査段階等で必要に応じて）